令和８年度「障害者雇用アンケート調査」業務委託に係る
企画提案公募実施要領

１．業務名

令和８年度「障害者雇用アンケート調査」業務委託

２．業務の目的

本県の令和７年６月１日現在の民間企業の障害者実雇用率は3.27％で全国１位の一方、雇用義務のある企業の約４割が法定雇用率未達成であり、そのうち６割超を障害者を１人も雇用していない「０人企業」が占めるなど、一部の企業に雇用が偏在している構造的課題がある。また、令和８年７月の法定雇用率引き上げにより対象事業主の範囲が拡大されたことに伴い、障害者雇用における相談や支援の需要が高まると見込まれる。

本調査は、県内企業における障害者雇用の実態や課題、公的支援機関の活用状況や課題を体系的に調査・分析することで、企業等に対する効果的な支援を検討し、障害者雇用の促進に資することを目的とする。

３．企画提案上限額委託料　２，４８７，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※当該金額は、企画提案において提示する金額の上限額であり、契約金額ではありません。

４．委託業務の期間

契約締結の日から令和９年３月 31 日（予定）

５．委託する業務内容

令和８年度「障害者雇用アンケート調査」業務委託に係る企画提案仕様書（以下「企画提案仕様書」という。）のとおり

６．応募者の資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなるコンソーシアムとする。

⑴　沖縄県内に事業所を有し、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合せに円滑に対応できる体制を有すること。コンソーシアムの場合は、構成員のうち１者以上がこの要件を満たすこと。

⑵　地方公共団体等から本事業の実施内容に類似する業務の委託を過去３年以内に受けたことがあること。又は、過去３年以内に自主的な事業として類似する業務を実施し、公表したことがあること。なお、コンソーシアムの場合は、構成員のうちいずれか１者以上がこの要件を満たすこと。

⑶　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定を準用して適用する。コンソーシアムの場合は、構成員の全てに準用して適用する。

※地方自治法施行令　抜粋※

第 167 条の４　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

１　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

２　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

３　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 32 条第１項各号に掲げる者

⑷　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

⑸　宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

⑹　以下の要件のいずれにも該当する者でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

①　法人の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。

②　役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。

③　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

④　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

⑤　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

⑺　都道府県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

⑻　加入義務のある社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入し、保険料の滞納がないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

⑼　雇用する労働者に対し、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）に規定する最低賃金額以上の賃金を支払っていること。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

⑽　労働関連法令を遵守していること。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

⑾　コンソーシアムの場合は、コンソーシアムの中に管理法人を１者置くものとする。

管理法人は、本業務の運営管理、コンソーシアム構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、コンソーシアムを構成する法人を代表する。

管理法人は以下の要件を満たすこと。

①　本委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。

②　本業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。

⑿　コンソーシアムの構成員として企画提案を行う場合は、以下の要件も満たすこと。

①　コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

② コンソーシアムの構成員が単体企業等としても重複参加する者でないこと。

７．応募の手続き等

⑴ 質問事項受付期間

① 期間：企画提案公募開始日から令和８年 12 月４日（金）12 時 ※時間厳守

② 質問方法：【質問書】に記載し、「13．連絡先」あてメール送信により提出すること。なお、必ず電話にて受信確認すること。

③ 回答方法：質問のあった事項については、原則として、最終回答日までに沖縄県商工労働部雇用政策課ホームページに掲載する。

④ 最終回答日：令和８年 12 月８日（火）を予定

⑵ 企画提案書等の提出

① 提出期限：令和８年 12 月 11 日（金）15 時 ※時間厳守

② 提出場所：沖縄県商工労働部雇用政策課（沖縄県庁８階）

③ 提出書類：下記書類を必要部数、持参又は書留郵便（必着）で提出すること。

ア．企画提案応募申請書【様式１】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７部

イ．誓約書【様式２】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７部

ウ．業務委託に係る企画提案内容　説明資料【様式３】・・・・・・・・・・・・・・ ７部

エ．企画提案書（任意様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７部

オ．法人概要【様式４】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７部

カ．業務実績【様式５】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７部

キ．経費見積書【様式６】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７部

ク．実施体制図（任意様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７部

ケ．雇用機会創出・雇用環境改善等に関する取組状況【様式７】・・・・・・・・・ ７部

コ．定款又は寄付行為および登記事項証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７部

サ．貸借対照表（直近３期分）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７部

シ．損益計算書（直近３期分）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７部

ス．その他、法人の概要が分かる参考資料（パンフレット等を想定。提出は任意）７部

セ．都道府県が発行する都道府県税に未納がないことの証明書・・・・・・・・・７部

ソ．税務署が発行する消費税及び地方消費税に未納税額がないことの証明書・・・７部

タ．労働保険、健康保険及び厚生年金保険に加入していることが確認できる書類・７部

チ．コンソーシアム協定書（コンソーシアムの場合に限る）・・・・・・・・・・・ ７部

※カについては、「６．応募者の資格」⑵の内容が確認出来るものとすること。

※タについては、加入義務がない場合は、その理由に関する申出書を提出すること。

※チについては、沖縄県が提示したひな型を原則として使用すること。ひな型の各条項を削除することは、原則として認めない。

※コンソーシアムの場合、イ、オ、カ、ケ～タについては、構成員ごとに提出すること。

※提出する書類については、Ａ４長辺側に穴開けし、アからタの順に１部ずつ一式にまとめて綴り、提出すること。　（原本１部、副本６部）

８．委託候補者の選定

⑴　第１次審査（書類審査）

企画提案者が多数の場合、最終審査に先立ち、沖縄県商工労働部雇用政策課にて書類審査を行い、上位３者程度を選定する。

選定された事業者に対しては、最終審査（プレゼンテーション審査）の日時をメール等で連絡し、選定されなかった事業者に対しては、結果のみをメールで通知する。なお、連絡等は、12 月 14 日（月）頃を予定している。

⑵　最終審査（プレゼンテーション審査）

企画提案選定審査会において、企画提案者のプレゼンテーション及び企画提案内容等を審査し、受託候補者の優先交渉順位を決定する。なお、プレゼンテーションは、提出期限までに提出された企画提案書等を基に行うこととし、それ以外の資料等については、審査対象外とする。

①　日時：令和８年 12 月 17 日（木）を予定。※午後予定

②　場所：県庁庁舎内の会議室

※日時及び場所は、確定した後に別途連絡する。

※プレゼンテーションは、説明及び質疑応答含め各 25 分程度を予定。

⑶　主な評価項目（100 点満点）

①　適合性（15 点）

事業の趣旨と企画提案のコンセプトが合致しているか。

②　実績（20 点）

業務実施に必要な専門的知見及び業務実績を十分に有していると認められるか。

③　具体性（35 点）

企画提案の内容や業務実施の方法が妥当であり、具体性があるか。

また、業務の実施効果を高めるため、企画提案仕様書で示した業務以外の独自の手法による提案が企画提案上限額の範囲内で示されているか。（※記載は任意）

④　実施体制（10 点）

業務を実施するに当たり、妥当な人員配置や沖縄県との連絡体制となっているか。

⑤　妥当性（10 点）

業務を実施するに当たり、妥当な積算となっているか。

⑥　スケジュール（５点）

業務を実施するに当たり、妥当なスケジュールが計画されているか。

⑦　その他（５点）

雇用機会創出・雇用環境改善等に関する取組を実施しているか。

⑷　委託候補者決定等

審査結果は、令和８年 12 月 21 日以降に通知する。

９．企画提案書の作成方法

上記７⑵③ウの企画提案書（任意様式）は、Ａ４版 15 ページ以内とし、片面印刷とすること。

企画提案書には、別添企画提案仕様書の「２．業務内容」を踏まえ、以下の項目について具体的に記載すること。

⑴　企画提案の概要に関すること

・調査方法及び報告書の作成方法における概要

⑵　業務実績について

・過去の類似業務の実績

⑶　調査の手法に関すること

・調査票の設問内容

・調査票の配布方法及び回収方法等の調査の手法

・調査票の回収率を高める方策

・調査票以外の実態把握を高めるための工夫

・調査の分析方法

⑷　業務実施体制について

・調査及び調査分析に有する人材の配置状況や責任及び管理体制を含む事務局体制など

⑸　業務実施スケジュールについて

⑹　その他

・本業務の実施効果を高めるための自主提案など

10．契約

⑴　契約の締結

委託候補者と業務内容及び契約金額を協議した上で、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号の規定に基づき、契約を締結する。

⑵　契約金額

契約金額については、委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。なお、企画提案時に提出された経費見積書と同額とならない場合がある。

⑶　契約条項

委託候補者との協議事項とする。

⑷　契約金額の支払方法

受託者から提出される実績報告書を基に、受託者が業務の実施に要した経費等から支払うべき額を確定する「精算」の方法をとる。なお、契約締結後、契約金額の一部について概算払請求を行うことが出来る。

⑸　契約保証金

契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第２項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

※沖縄県財務規則　抜粋※

第 101 条 地方自治法施行令第 167 条の 16 第１項の規定による契約保証金の率は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。

２　前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

⑴　契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

⑵　契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の３第２号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

⑶　契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去２箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（以下、略）

11．経費の計上

対象経費は業務の執行に必要な経費とし、具体的には以下のとおりとする。

7⑵③カの経費見積書は、以下を踏まえて作成すること。

経費区分	備考
Ⅰ．人件費	本業務に従事する者（の作業時間）に対する人件費。
Ⅱ．事業費	旅費、需用費（消耗品等、印刷製本費等）、その他必要な経費（通信運搬費等本業務に必要な経費。）
Ⅲ．再委託費	事業を行うのに必要な経費であり、事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものの一部を委託するのに必要な経費（沖縄県の承認を得たもの）
Ⅳ．一般管理費	本業務を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払いを認められた間接経費。 次の計算式により算出すること。 （Ⅰ．人件費＋Ⅱ．事業費）×10/100 以内（小数点以下切り捨て）
Ⅴ．消費税相当額	次の計算式により算出すること。 （Ⅰ．人件費＋Ⅱ．事業費＋Ⅲ．再委託費＋Ⅳ．一般管理費）×消費税率（10/100）（小数点以下切り捨て）

12．その他

⑴　企画提案書等の作成に要する経費、企画提案選定審査会に参加する経費等については、参加者の負担とする。

⑵　提出する企画提案書は、１事業者（コンソーシアム）あたり１案に限るものとする。

⑶　提出された企画提案書等については返却しない。

⑷　委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。

⑸　採否に関する異議申し立て等は受け付けない。

⑹ 採用された企画提案書等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、協議により変更することがある。

⑺ 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

① 提出期限を過ぎて提出書類が出された場合

② 「６．応募資格」で定める要件を満たさない場合

③ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

④ 本要領に違反すると認められる場合

⑤ 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合

⑥ その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

13. 連絡先

沖縄県商工労働部　雇用政策課　雇用対策班　担当者：仲村渠

住所：〒900-8570 那覇市泉崎１丁目２番２号（沖縄県庁８階）

TEL：098-866-2324　FAX：098-866-2447

Mail：aa059100@pref.okinawa.lg.jp